

## 随 意 契 約 理 由 書

- 1 契約の名称      アマゾン ウェブ サービス(AWS)利用契約
- 2 契約の方法      随意契約
- 3 契約の相手方    株式会社日立システムズ
- 4 見積金額        Amazonが定める各サービス単価に基づく
- 5 契約期間        令和6年2月26日(月) ~ 令和7年3月31日(月)
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理 由

後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)については、次期標準システムをクラウド化し、令和7年4月から本格運用することとなっている。  
本契約は、次期標準システムのクラウド環境への移行に際し利用することとなるAWS環境の利用契約を締結するものである。  
このAWS環境の利用に当たっては、各都道府県広域連合は、国民健康保険中央会が実施する「後期高齢者医療広域連合電算処理システム共同事業」に参加することとなっており、これに基づき同会が委託した株式会社日立システムズと各広域連合が個別にAWS環境の利用契約を締結することとなっている。  
上記のことから、次期標準システムの本格運用に向け、AWS環境の利用について同業者と随意契約を締結するものである。